

定 款

(商号) リスクモンスター株式会社

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、リスクモンスター株式会社と称する。
英文では、Riskmonster.comと表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1 インターネットを利用した各種情報提供サービス、情報収集サービス業務ならびに関連するソフトウェアの開発
- 2 信用情報の収集、分析、ならびにデータ提供サービス業務
- 3 企業経営上の信用リスク管理システムの企画、販売、保全、利用、処分ならびにこれらの仲介
- 4 ファクタリング業およびそれに関連して行うことが必要な貸金業、ならびにその代理・仲介
- 5 企業研修等の企画、運営、実施
- 6 経営コンサルタント業務、企業および債権の格付業務、信用調査業務、債権管理コンサルタント業務ならびにその代理および仲介
- 7 出版物、著作物の製作、販売ならびに販売の代理または取次ぎ
- 8 労働者派遣事業法に基づく一般労働者派遣事業
- 9 企業の営業譲渡、資産売買、資本参加、業務提携および合併に関する斡旋ならびに仲介
- 10 企業その他事業体の委嘱による職務教育指導
- 11 投融資業務の経理事務および審査業務の受託
- 12 キャラクター商品（個性的な名称や特徴を有している人物、動物等の画像を付したものの）の企画、開発および著作権、特許権、著作隣接権、意匠権、商標権および工業所有権の取得、販売、使用許諾、譲渡、管理運用ならびにこれらの仲介、代理業務
- 13 広告業および広告代理業
- 14 コンピュータ・ネットワークにおける、暗号証技術を用いた当事者登録確認（認証）および電子証明書発行のサービス
- 15 前号のサービスを行うシステムの管理・運用サービスおよびそのシステムに関するソフトウェアの販売ならびにシステムの構築に関するコンサルティング
- 16 生命保険の募集に関する業務および損害保険代理業
- 17 インターネットを利用した商品売買、その斡旋および代金決済の代行業務
- 18 コンピューターおよびその周辺機器・関連機器ならびにソフトウェアに関する下記業務
イ) 開発および製造

- ロ) 販売、輸出入、仲介および設備投資
 - ハ) 保守および修理
 - ニ) 運用および要員派遣
 - ホ) 計算受託業務
 - ヘ) リースおよびレンタル
- 19 金融業
 - 20 物品賃貸業
 - 21 前各号に付帯関連する一切の業務ならびに投融資ならびに保証

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を 東京都中央区 に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、30,187,688株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当および募集新株予約権の割当を受け
る権利

(自己の株式の取得)

第9条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって市場取引等によって自己の株式を取得することができる。

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- ③ 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社において取扱わない。

(株式取扱規則)

第11条 当社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第3章 株主総会

(招集の時期)

第12条 当社の定時株主総会は、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者および議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議に基づいて、代表取締役がこれを招集し、議長となる。

- ② 代表取締役に事故がある時は、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- ② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち、法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に

記載しないことができる。

(決議の方法)

第 16 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第309条第2項の規定によるべき決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(新株予約権無償割当てに関する事項の決定機関)

第 17 条 当社は、株主に対する新株予約権無償割当てに関する事項について、取締役会の決議によるほか、株主総会の決議または株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議により決定することができる。

(議決権の代理行使)

第 18 条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- ② 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第 19 条 当社の取締役は8名以内とする。

- ② 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は4名以内とする。

(取締役の選任方法)

第 20 条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。ただし、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とは、区別して選任するものとする。

- ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ③ 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

(取締役の解任)

第 21 条 取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(取締役の任期)

第 22 条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- ③ 補欠または増員として選任された取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。
- ④ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第 23 条 代表取締役は、取締役会の決議により選定する。

- ② 取締役会の決議により、取締役 CEO、取締役 COO、取締役 CFO、取締役会長、取締役社長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第 24 条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、代表取締役がこれを招集し、議長となる。

- ② 代表取締役に事故がある時は、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集手続)

第 25 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(重要な業務執行の委任)

第 26 条 当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項に基づき、取締役会の決議によって重要な業務執行の決定の全部または一部の決定を業務執行取締役に委任することができる。

(取締役会の決議方法)

第 27 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- ② 当社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役の報酬等)

第 28 条 取締役の報酬、賞与其他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。ただし、監査等委員である取締役の報酬とそれ以外の取締役の報酬とは、区別して定める。

(取締役の責任免除)

第 29 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第 1 項の行為に関する取締役(取締役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。

- ② 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、同法第 423 条第 1 項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金 100 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第 5 章 監査等委員会

(監査等委員会の招集)

第 30 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(監査等委員会規則)

第 31 条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

第 6 章 会計監査人

(会計監査人の選任方法)

第 32 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第 33 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- ② 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第 34 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第 35 条 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第 36 条 当会社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず、取締役会の決議によって定める。

(剰余金の配当の基準日)

第 37 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

- ② 当会社の中間配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。
- ③ 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第 38 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

- ② 未払の配当財産には利息をつけない。

附 則

当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、第 15 回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第 423 条第 1 項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の責任を、法令の限度において免除することができる。

附 則

1. 定款第 15 条（株主総会参考書類等のインターネット決議とみなし提供）の削除および第 15 条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第 70 号）附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である 2022 年 9 月 1 日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会に

については、定款第 15 条はなお効力を有する。

3. 本附則は、施行日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。